

後期高齢者医療制度 保険料が**決定**しました!

今年4月から始まる75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の保険料が、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会で決定しました。今回は、その概要をお知らせします。

均等割と所得割

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を負担します。今年4月からまたは75歳に到達した月から、均等割（被保険者全員が均等に負担する部分）と所得割（被保険者本人の所得に応じて負担する部分）を合わせた保険料が賦課されます。保険料の賦課限度額（上限）は、50万円です。

保険料の計算方法

均等割	42,530円 ※社会保険の被扶養者の方や世帯の所得に応じて軽減があります。
所得割	(総所得金額-基礎控除33万円) × 7.96%

※ 障害年金や遺族年金は総所得金額には含まれません。

保険料（均等割）の軽減

世帯の所得に応じた軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の所得を合算した金額（年金所得には、高齢者特別控除の15万円を控除後）が一定の基準額（軽減基準額）以下の場合には、次の表のとおり均等割が軽減されます。

総所得額（軽減基準額）	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下	7割軽減	12,750円
33万円+(24.5万円×世帯主でない被保険者数)以下	5割軽減	21,260円
33万円+(35万円×被保険者数)以下	2割軽減	34,020円

社会保険の被扶養者だった方の軽減

配偶者や子どもの加入する社会保険の被扶養者であ

保険料の計算例（単身世帯の例）

75歳の単身世帯で、年金収入が年額201万円の場合

① 均等割 まず、軽減基準額が上の表で68万円（33万円+35万円×1人）以下となるため、2割軽減の対象になります。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{公的年金収入} & - & \text{公的年金控除} & - & \text{年金所得にかかる高齢者特別控除} & = & \text{軽減基準額} \\ \hline (201万円) & & (120万円) & & (15万円) & & (66万円) \\ \hline \end{array}$$

よって、42,530円 × (1-0.2) = 34,020円（10円未満切捨て）・・・（ア）

② 所得割 基礎控除後の総所得金額に、所得割率7.96%をかけて算出します。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{公的年金収入} & - & \text{公的年金控除} & - & \text{基礎控除} & = & \text{基礎控除後の総所得金額} \\ \hline (201万円) & & (120万円) & & (33万円) & & (48万円) \\ \hline \end{array}$$

よって、48万円 × 7.96% = 38,200円（10円未満切捨て）・・・（イ）

以上により、年間保険料は均等割と所得割を合計して、（ア）+（イ）= 72,220円となります。

保険料の具体例

世帯構成	公的年金収入額等	被保険者	均等割	所得割	合計（年額）
単身世帯 （被保険者が世帯主）	公的年金収入153万円	本人	12,750円 7割軽減	0円	12,750円
2人世帯 被保険者の夫婦 （被保険者が世帯主）	夫：公的年金収入192万円 妻：公的年金収入79万円	夫 妻	21,260円 21,260円 5割軽減	31,040円 0円	52,300円 21,260円
3人世帯 被保険者夫婦と子（子が世帯主）	夫：公的年金収入79万円 妻：公的年金収入79万円 子：営業所得100万円	夫 妻	34,020円 34,020円 2割軽減	0円 0円	34,020円 34,020円

った方は、後期高齢者医療制度加入から2年間は均等割が5割軽減され、所得割は賦課されません。

また、平成20年度においては特別措置として、4月から9月までは保険料の納付はありません。10月から平成21年3月までは、均等割が9割軽減された保険料となります。

※社会保険の被扶養者の方については、平成19年11月末現在の医療保険の情報をもとに、被扶養者の判定をします。その後、国民健康保険から社会保険の被扶養者となった場合には、いったん後期高齢者医療の保険料が賦課・徴収されることがありますが、被扶養者の資格確認後、超過分を還付します。

保険料の徴収方法

特別徴収

保険料は、原則として介護保険料とともに年金から天引きされます。対象者は、年額18万円以上の年金受給者です。なお、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えてしまう場合は、普通徴収になります。

※制度開始時は、前記の要件を満たす、国民健康保険（国保組合を含む）に加入していた方が特別徴収の対象となります。

普通徴収

年金収入のない方や年金額が年額18万円未満の方は、町からの納付書により納めていただきます。特別徴収の対象にならない方や年度途中で被保険者となる方が対象です。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線110）へ。

対象となる町の施策は？
 広く皆さんの意見をお聴きするのは、次の施策です。
 ■町の総合的な構想および計画、または個別の行政分野における基本的な方針および計画の策定または改廃
 ■総合振興計画、次世代育成支援対策行動計画、高齢者保健福祉計画、環境基本計画、男女共同参画推進プラン、都市計

意見を提出できる方は？
 この制度で意見を提出できるのは、次の皆さんです。
 ■町内に住所を有する方
 ■町内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
 ■町内の事務所または事業所に勤務する方
 ■町内の学校に在学する方
 ■前記のほかパブリック・コメント手続

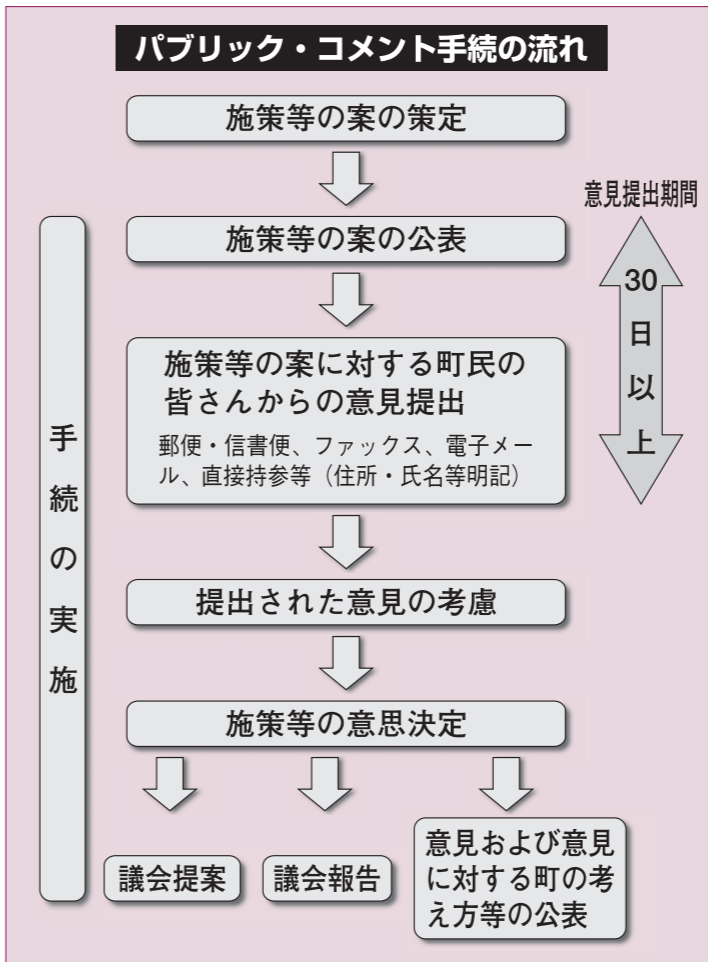
パブリック・コメント手続の目的は？
 この制度は、皆さんの多様な意見・情報・知識などを町の施策に反映させるしくみの一つであり、町の施策等の形成過程における公正性・透明性の向上を図り、町民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進していくことを目的としています。

パブリック・コメント手続とは？
 本誌3頁をご覧ください。

「パブリック・コメント手続」制度がスタートします!
 町では、「寄居町パブリック・コメント手続実施要綱」に基づき、4月から制度をスタートします。「パブリック・コメント」という言葉を初めて耳にする方も多いと思いますが、直訳すると「公衆の意見」となります。一般的には、意見公募に対し、寄せられた意見のことを指します。ここでは、手続の概要を皆さんにご紹介します。

施策等の案を閲覧するには？
 施策等の案や関連資料は、担当課の窓口、男衾・用土両連絡所、町公式ホームページで閲覧することができます。

例えは 町民憲章など。
 ■その他
 ■画マスタープランなど。
 ■町の基本的な方向性を定める憲章および宣言の制定または改廃



意見の提出方法・期間は？
 意見の提出方法は次のとおりです。
 ■郵便または信書便
 ■ファックス
 ■電子メール
 ■町が指定する場所への書面の持参
 ■その他町が定める方法
 意見の提出期間は、原則として施策等の案を公表した日から30日以上とし、案件ごとに町が定めます。

意見はどのように取り扱われるの？
 提出された意見を考慮して町が意思

今後のパブリック・コメント手続の予定は？
 4月以降の意見公募の予定については、今後本誌や町公式ホームページでお知らせします。
 皆さんの建設的なご意見をお寄せください。

決定を行います。その意見を必ず採り入れるということではありません。多様な意見を十分考慮して判断すること。また、提出された意見（住所・氏名等の個人情報を除く）とその意見に対する町の考え方を公表します。